

## 契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号 フォーサイトビジネスジャパン株式会社  
住所 〒112-0002 東京都文京区小石川 1-13-12 WAKOU 小石川ビル 6F  
TEL 03-6801-5451

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。  
登録番号：関東財務局長（金商）第 2993 号

### ○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○ 報酬等について

#### ① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、お客様へ EUR/USD の外国為替取引について「Trade System Type2」という売買シグナルを提供して投資判断に関し助言を行い、1ヶ月 10,000 円+消費税の助言報酬をいただきます。

※Trade System Type2 に関する詳しい説明につきましては別紙を参照ください。

#### ② その他の費用

お客様が売買取引の契約をされる金融商品取引業者等での費用及びインターネットの通信回線の費用

### ○ 助言の内容及び方法

投資顧問契約により、外国為替証拠金取引の通貨ペア（EUR/USD）の価値、リスク及び売買のタイミング等を当社独自の「相場分析システム」により分析し、お客様へ売買シグナルとして配信いたします。この売買シグナル配信とは、「売り」若しくは「買い」の新規取引のタイミングから建玉に対する反対売買（決済）のタイミングの情報となります。

売買シグナル配信は、Eメールによる手段を用いますが、当社会員専用サイトのチャート上でもリアルタイムに確認することができます。なお、売買シグナルは、基本的に日本時間の毎週月曜日から金曜日の取引が終了するまで常時配信いたします。

「相場分析システム」に関しては、別途当社ホームページの説明をご確認ください。

## ○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### 外国為替証拠金取引（FX取引）

#### ① 価格変動リスク

外国為替証拠金取引は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。従って、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生じることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、相場の状況によっては、お客様が差し入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

#### ② 金利変動リスク

外国為替証拠金取引では、ロールオーバーが行われた場合、スワップポイントの受け払いが発生します。取引対象である通貨の金利が変動すること等により、保有するポジションのスワップポイントの受取額が減少、または支払額が増加する可能性があります。ポジションを構成する2国間の金利水準が逆転した場合等には、それまでスワップポイントを受け取っていたポジションで支払いが発生する可能性もあります。また、一部の通貨においては、外国為替市場における当該通貨の需給関係等の影響を受けて、金利変動によらずに、スワップポイントの増減や受け払いの逆転が生じたり、場合によっては、金利の高い方の通貨の買いポジションでスワップポイントの支払いが生じる可能性があります。

#### ③ 流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しい為にインターバンクからのレート提示が行われていない場合等のレート提示が困難な状況下でのお取引においては、通常の営業時間帯であっても、ポジション（建玉）の決済や新たなポジション（建玉）の保有が困難となる事があります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります

#### ④ システム・通信リスク

お客様がお取引を行う金融商品取引業者のシステム、またはお客様を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合等には、相場情報等の配信、注文発注・執行等が遅延したり、不可能になることがあり、その結果、不測の損失を被る可能性があります。

#### ⑤ コンバージョンリスク

外国為替証拠金取引における、クロスカレンシー取引においては、決済が当該通貨ではなく、円貨でなされることから、決済時に当該通貨の為替リスクの他に円との為替リスクがあります。

#### ⑥ 信用リスク

外国為替証拠金取引においては、お客様の取引を受託する金融商品取引業者においてお客様の証拠金は全額、金融商品取引業者の資産と区分して管理しているため原則として保全されます。しかし、金融商品取引業者の信用状況の変化等により支払いが滞ったり、金融商品取引業者が破綻した場合には、返還手続きが完了するまでの間に時間がかかったり、その他不測の損失を被る可能性があります。

#### ⑦ スリッページリスク

外国為替証拠金取引においては、注文した時点の価格（成行注文の場合）がお客様の約定に反映される迄には若干の時間差があるため、市場の状況によっては、お客さまに不利なレートでお取引が成立することがあります。特に、流動性が低い時間帯等に注文したレートと異なる不利なレートで約定する可能性があるとともに、場合によっては注文が不成立となる可能性があります。「スリッページ設定」が利用できる金融商品取引業者であれば、不利なレートでの約定を限定的にすることも可能ですが、約定を保証するものではありません。

#### ⑧ レバレッジによるリスク

外国為替証拠金取引にはレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）に比べ大きな取引が可能となり、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。

#### ○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

##### （1）クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、以下のとおりになります。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日

までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

## (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額をいただきます。また、報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

## ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言葉を廃業したとき

## ○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 会社の概要

- 1 資本金 4,500 万円
- 2 役員の氏名 代表取締役 荒巻 昌宏
- 3 主要株主 荒巻 昌宏
- 4 分析者・投資判断者 荒巻 昌宏
- 5 助言者 荒巻 昌宏

### 6 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、Eメールアドレスにご連絡ください。

電話番号 03-6801-5451

Eメールによる受付 [info@foresightbusiness.jp.com](mailto:info@foresightbusiness.jp)

### 7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、関東財務局東京財務事務所で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

### 8 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けております。

この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

ホームページ URL : <https://www.finmac.or.jp/>

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会くだ

さい。

- ① お客様からの苦情等の申立
- ② 当社への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と当社との話合いと解決

## 9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、当社への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 10 当社が行う業務

当社は、金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者です。投資助言葉の他に、第二種金融商品取引業を行っております。

## 【別紙】

**Trade System Type2** : ユーロドル (EUR/USD)に対応した、デイトレードタイプのシステムです。

メインロジックは、数学を用いて分析し売買シグナルを導き出し、複数の時間軸から計算した独自の比率から売り、買いを判断しています。基本的にトレンドに対して順張りでトレードします。

オリジナルデータ分析で導き出された売買シグナルに対して、移動平均を用いて時間足レベルでトレンドを判断する AI フィルターを通し、更に RSI や MACD などのオシレーター指標を使用してエントリータイミングをとっているのが特徴となっており、どのオシレーターを使用するのが良いかも AI で選別させています。